

**令和3年度8月
専決補正予算について
(第12号補正)**

**令和3年8月
企画財政部財政課**



令和3年8月10日

市政記者 様

令和3年8月補正予算(第12号)の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、長崎県の飲食店等への営業時間短縮要請に
応じて、営業時間短縮要請協力金（第4期分）その他について予算を補正する必要が生じ
ましたが、特に緊急を要したため、8月10日に専決処分しました。

【補正予算額】一般会計 12億4,878万6千円

営業時間短縮要請協力金

協力金 12億2,430万円（2,498店舗）

事務費 2,448万6千円

【財源】協力金：国80%、県20%

事務費：国100%

新型コロナウイルス感染症対策に係る予算について

1 飲食店等に対する営業時間短縮の要請に対する協力金 12億4,878万6千円

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、長崎県の要請に応じて営業時間の短縮に協力していただいた事業者に対して協力金を支給するもの。

今回：第4期

■要請期間：令和3年8月10日（火）～令和3年8月23日（月）（14日間）

■対象施設：長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設（キャバレー、スナック、カラオケボックス等）

■主な申請要件：

ア 営業時間短縮要請の日以前から対象店舗を運営していること。

イ 要請期間のすべての期間において、長崎県の要請に応じ、朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮する（酒類の提供は夜7時までとする。）又は終日休業すること（通常の営業時間が朝5時から夜8時の枠内の場合は対象外）。

なお、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」認証店の営業時間は朝5時から夜9時まで時間帯に営業時間を短縮する（酒類の提供は夜8時までとする。）又は終日休業すること（通常の営業時間が朝5時から夜8時の枠内の場合は対象外）。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者でないこと。

■協力金額：1日あたりの給付額×14日間

中小企業 (個人事業者を含む)	売上高方式	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	[1日あたりの給付額]
		8万3,333円以下	2万5,000円
		8万3,333円超 25万円未満	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の3割
	25万円以上	7万5,000円	
大企業	売上高減少額方式	[1日あたりの給付額] 前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割 ※上限：「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日あたりの売上高の3割」のいずれか低い金額	

■申請期間：令和3年8月24日（火）～令和3年10月11日（月）

■事業費：協力金 12億2,430万円（2,498店舗）

事務費 2,448万6千円（協力金の2%）

【財源】協力金：国 80%、県 20%

事務費：国 100%

	要請期間	日数	申請期間
第1期	令和3年4月28日（水）～令和3年5月11日（火）	14日間	令和3年5月17日（月）～令和3年6月30日（水）
第2期	令和3年5月12日（水）～令和3年5月31日（月）	20日間	令和3年6月1日（火）～令和3年7月15日（木）
第3期	令和3年6月1日（火）～令和3年6月7日（月）	7日間	令和3年6月15日（火）～令和3年8月2日（月）
第4期	令和3年8月10日（火）～令和3年8月23日（月）	14日間	令和3年8月24日（火）～令和3年10月11日（月）